

国 都 ま ち 第 5 4 号  
平成23年10月20日

各都道府県知事 宛  
各政令指定都市の長 宛

国土交通省都市局まちづくり推進課長

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の円滑な運用について（技術的助言）

都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第24号。以下「改正法」という。）は、本年4月27日に公布され、道路占用許可の特例や都市利便増進協定制制度等が本年10月20日から施行されます。

これらの改正法の趣旨等について、平成23年10月20日「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行について（技術的助言）」により通知したところですが、これらの制度の運用に当たっての留意点等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知しますので、適切な運用を図っていただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、この旨を貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対して、周知いただくようお願いいたします。

## (1) 都市再生整備計画の活用について

改正法により設けられた道路占用許可の特例や都市利便増進協定（以下「協定制度等」という。）の運用に当たっては、これらに関する事項が都市再生特別措置法（以下「法」という。）第46条第10項又は第13項の規定に基づき都市再生整備計画に記載されている必要があります。

現在、都市再生整備計画が策定されていない区域において、協定制度等を活用するために都市再生整備計画を策定する場合には、公共公益施設の整備に関する事業等を都市再生整備計画の記載事項に含まない、協定制度等の民間主体の取組みのみを本記載事項とする都市再生整備計画を策定することも可能です。

また、都市再生整備計画の計画期間は、協定制度等を活用する期間を勘案し、地域の実情に応じて柔軟に定めることが可能であり、計画期間と交付金の交付期間とが同一である必要はありません。

## (2) 都市利便増進協定制度について

### ① 都市利便増進協定の締結者

都市利便増進協定を締結できる者は、都市再生整備計画に記載された都市利便増進協定区域内の一団の土地の所有者、借地権等を有する者若しくは建築物所有者（以下「土地所有者等」という。）又は都市再生整備推進法人です。

なお、都市利便増進協定には承継効<sup>※</sup>は付与されないため、都市利便増進協定を締結している土地所有者等が代わった場合には、新しい土地所有者等と改めて都市利便増進協定を締結する必要があります。

※ 承継効とは、売買等により土地所有者等が代わっても、従後の土地所有者等に対して協定の内容が及ぶ効力。

### ② 市町村による都市利便増進協定の認定

都市利便増進協定を市町村の認定に係らしめることとしている趣旨は、住民に最も身近な基礎的自治体であり、地域のまちづくりの責任を有する市町村が、国民の契約である都市利便増進協定を適切な内容のものであると認めることにより、その安定性・継続性を確保することです。

また、広場、街灯、並木等の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理は、必ずしも都市利便増進協定区域内の土地所有者等の全員の参加を必要としないことから、本制度においては、その認定基準の一つとして、当該協定区域内の土地所有者等の相当部分が都市利便増進協定に参加していることと定めています。

なお、「相当部分の参加」の具体的な基準については、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に支障とならないよう、地域の実情を勘案しつつ、市町村において適切に判断することが望ましいところです。